

地域司法充実のための協議会連合会 設立趣意書

第1 設立目的及び事業内容

私達は、「地域司法充実のための協議会連合会」を設立し、

「地域司法充実のための裁判所の基盤整備」と「国の予算における裁判所予算の拡充」の実現を主たる目的として、下記の事業に取り組みます。

記

- 1 最高裁判所をはじめとする裁判所への要望活動
- 2 財務省・法務省をはじめとする政府関係機関への要望活動
- 3 関係する議員連盟等への要望活動と意見交換
- 4 地域司法充実のための裁判所の基盤整備に向けた提言
- 5 裁判所の基盤整備状況と裁判所予算に関する情報共有
- 6 各地域の要望活動に関する情報交換
- 7 国民に向けた情報発信
- 8 その他目的達成に必要な事業

以上

第2 設立理由及び背景

1 裁判所は、誰もが利用できる施設であり、実際に利用する際には、当事者や関係者にとって人生の大きな分岐点となり得る重要な権利を扱う公的機関です。問題となる権利は、その扱い方によっては当事者や関係者の命に関わり、又は人生を大きく変えてしまうこともあります。また、地域住民にとって、地域の裁判所は、人生の重要局面において生活圏内で紛争解決手続を利用できる地域のライフラインです。

しかし、全国には、裁判所をはじめとする地域の司法基盤に多種多様な課題が存在します。裁判官や家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の非常駐・不足などの人的基盤の問題をはじめ、エレベーターや児童室の未設置などの物的基盤の問題や、合議制・労働審判・少年審判・裁判員裁判の非取扱いなどの機能的基盤の問題、また、地域の社会状況に相応しい裁判所が存在すらしていないという問題、更には、存在していても活用されていない問題等々、課題は多岐にわたっています。

2 これらの問題を解決するため、地方自治体議会や弁護士会等が改善を求める決議をしたり、地域によっては地方自治体と関連団体等が協議会を設立して問題解決のための要望活動もしてきましたが、依然として、住民の裁判を受ける権利等に実質的な地域格差が生じています。

この地域格差を解消するためには当然予算を要しますが、裁判所予算は、国家三権のひとつである司法権を支えるものでありながら、国の予算全体に占める割合は1%にも満たず、長年にわたり僅か0.3%台で推移し、令和5年度当初予算では0.3%も割り込み、令和6年度補正予算では0.28%にまで低下しています。

各地域からは、最高裁判所（以下「最高裁」という。）等に対して、それぞれの社会事情に応じた要望を毎年行っていますが、最高裁からの国に対する予算要求は過度に抑制的と言わざるを得ず、現行の裁判所予算では抜本的解決が望めない状況にあります。

3 たとえば、全国に 203 ある地方・家庭裁判所支部のうち、2 階建て庁舎 85 支部にはエレベーターが設置されておらず、独立簡易裁判所等も含めると全国で 246 もの庁舎がエレベーター未設置（いずれも令和 5 年 7 月 11 日時点。）ですが、最高裁は、2 階建て庁舎については新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを設置しないという方針を採っています。裁判所庁舎の建替えが年間で 1 ~ 2 庁舎程度しかなされていないという実情に鑑みますと、全国的なバリアフリー化が叶うのは数十年から一世紀以上も先になる計算となり、先進国として受け入れ難い状況にあります。この状況は、我が国が批准する「障害者の権利に関する条約」にも、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。しかも、令和 4 年 9 月 9 日の国連障害者権利委員会の日本に対する総括所見では、日本政府に対して、「特に、ユニバーサルデザインにより、裁判所、司法及び行政施設への利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保し、障害者が、他の者との平等を基礎として、司法手続をひとしく利用する機会を保障すること。」という内容の勧告（第 30 項）までなされています。

それにもかかわらず、最高裁からは一向にこの問題を改善する十分な予算要求がなされていません。

4 また、全国の家庭裁判所支部 203 のうち、90 支部で家裁調査官が非常駐であり、105 支部で児童室が未設置です（いずれも令和 5 年 7 月 11 日時点。）。

国は、「こどもまんなか社会」として、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を国の真ん中に据える社会を目指すことを明確にし、子どもが権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることを標榜しています。令和 5 年 4 月にはこども家庭庁を設置するとともに、「こども基本法」を施行し、基本理念として、①差別の禁止、②子どもの最善の利益の第一義的考慮、③生命への権利、生存・発達の確保、④意見表明権、意見を聽かれる権利の保障という「子どもの権利条約」の一般原則に相当する規定も置かれました。この 4 大原則は、家裁実務においても最大限保障されなければならないのですが、一人ひとりの子どもの最善の利益を実現するために、少なくとも手続的には子どもの意見表明とその適切な聴取、その上で意見の尊重が不可欠です。ところが、家裁調査官が常駐していない支部等では、離婚事件等において子どもの心情や意見が十分に確認されないまま親権者や面会交流条件等が決められてしまう例も少なくありません。

どの地域の子どもであっても平等に意見表明権が保障され、また、面会交流の支援を適切に受けることができるよう、全ての家裁支部・出張所に、常駐の家裁調査官

と児童室の設置が必要ですが、この問題についても最高裁からはこれまで十分な予算要求がなされていません。

- 5 過去に遡ると、平成2年には全国で41府の地家裁支部が廃止されましたが、その平成2年以降今日までの約35年間で、家事審判事件の新受事件数は全国で約4倍増となり、家事調停事件数も約1.5倍に増加しており、裁判所に係属する家事事件は100万件を超える状況が続いています。

それにもかかわらず、上記支部廃止の際に、いわば代替措置として設置された家裁出張所は殆ど活用がなされておらず、出張調停が実施されている地域は極めて限られています。

各地の家庭裁判所は、増大した家事事件の処理迅速化のために、家事調停期日の時間短縮や期間短縮を促していますが、年々多様化・複雑化する家事事件の処理を現状の体制で迅速化するには限界があり、拙速な紛争解決に陥りかねません。現状を改善するには、各地の家裁出張所を実質的に機能させ、出張調停や家事審判等の期日を増やすべきです。また、地域の人口動態や交通事情等々の社会事情を踏まえ、必要に応じて独立簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することで家事事件処理体制を充実させるべきです。これにより、利用が低調な独立簡易裁判所庁舎を利活用できるとともに、各家庭裁判所本庁・支部の期日も入りやすくなり、適正な迅速化に繋げることもできます。

何より、人が生活している地域には必ず家事事件の需要はあり、子ども・高齢者・障害者・外国人を含む地域住民がその生活圏で各種裁判手続を採れるようにすることは、地方が自立的で持続可能な成長を実現する上で不可欠の要素です。地域の実情に応じた裁判所支部の本庁化、裁判所支部の復活、家庭裁判所出張所の積極的利用、独立簡易裁判所への家庭裁判所出張所の併設等が積極的に図られるべきです。

- 6 令和8年には共同親権制度が導入される予定であり、それに伴い親権にまつわる家事事件が増大することは必至であり、令和6年4月12日の衆議院法務委員会における「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」でも、「改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い」「家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上」「調停室や児童室等の物的環境の充実」「子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備」など、「必要な人的・物的な体制の整備に努めること」について、政府及び最高裁判所は格段の配慮をしなければならないと明記されています。なお、参議院法務委員会においても、同様の附帯決議が令和6年5月16日付けでなされています。

また、上記「障害者の権利に関する条約」も「子どもの権利条約」も、条約上認められる権利の実現のため、批准国には財政上の措置を講ずる必要があります。条約の実施義務主体は「国」となっており、政府だけでなく三権全てが実施義務主体であつて司法権もその義務を負っていますが、従前司法分野においては非常に謙抑的な予

算配分にとどまっており、地域の司法基盤に係る諸問題の改善が遅々として進まない状況でした。

しかし、上記各条約の義務主体には地方公共団体も含まれると解されており、私達は、その責務の重要性と現状の深刻さに鑑み、地域の地方自治体が弁護士会等の関連団体と協力して本協議会連合会を設立し、各地域の声を集約するなかで最高裁、法務省、財務省等に対して「地域司法充実のための裁判所の基盤整備」と、その実現のための「国家予算に占める裁判所予算の拡充」を求める活動を行うことを決意しました。

7 折しも、政府は地方創生を高らかに宣言し、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創出や東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散等を掲げています。

人々が安心して地方で暮らすためには、生活環境として各地域に必要な公的施設が整っていることが必要です。近時の法改正に伴う親子関係・夫婦関係・高齢者福祉関係等に係る各種制度の将来的運用を考えれば、益々、地域の裁判所は地域住民にとって必要性の高いライフラインといえ、子どもから高齢者に至るまで、住民にとって享受すべき諸権利が十分に保障された裁判所が全国各地に平等に必要です。

私達は、単に要望するだけでなく、裁判所をはじめとする国の各機関とも協力して、真の地方創生を実現するために地域司法の充実を目指して活動する所存です。

令和7年3月4日

(発起人一同)

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 佐久市長 柳田 清二

藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める協議会

会長 藤沢市長 鈴木 恒夫

新潟家庭裁判所出張所の充実を求める協議会

会長 村上市長 高橋 邦芳

大町の裁判所の充実を求める協議会

会長 大町市長 牛越 徹